

小樽市の審議会等への女性登用状況

調査年	1. 地方自治法第202条の3及び条例に基づく審議会等			2. 地方自治法第180条の5に基づく委員会等			3. 規則等で設置する委員会等			4. 国または市が委嘱する委員等			合計		
	現在数(人)A			現在数(人)A			現在数(人)A			現在数(人)A			現在数(人)A		
	内女性数 (人)B	比率 (%)B/A		内女性数 (人)B	比率 (%)B/A		内女性数 (人)B	比率 (%)B/A		内女性数 (人)B	比率 (%)B/A		内女性数 (人)B	比率 (%)B/A	
令和4	484	117	24.2	31	5	16.1	537	177	33.0	854	376	44.0	1,906	675	35.4
令和5	488	128	26.2	31	5	16.1	523	174	33.3	812	365	45.0	1,854	672	36.2
令和6	515	135	26.2	30	5	16.7	615	186	30.2	796	364	45.7	1,956	690	35.3

(令和6年4月1日現在)

- (注) 1. は、市町村防災会議、民生委員推薦会などです。
 2. は、教育委員会、選挙管理委員会などです。
 3. は、交通安全運動推進員会、青少年センター運営協議会などです。
 4. は、民生(児童)委員、人権擁護委員、少年補導委員などです。